

令和 5 年度 鶴岡市地域防災計画修正案概要説明

能登半島地震を踏まえた地域防災計画の修正

津波注意報で避難指示発令

1. 津波注意報発表時の対応の修正

津波注意報発表時に避難指示を発令するため、第 1 次非常配備体制とし、災害対策本部を設置する。

震災・津波対策編 第 3 章第 1 節 災害対策本部の組織・運営・動員

災害対策組織設置基準		職員配備基準	
		本 所	庁 舎
一次警戒体制	1 震度 3 の地震が観測されたとき	危機管理監が指定した職員	総務企画課長が指定した職員
二次警戒体制	1 震度 4 の地震が観測されたとき	防災安全課（兼務職員を含む。）、農山漁村振興課、土木課、関係各課	地域本部長が指定した職員
災害対策本部	第一次非常配備	1 津波注意報が発表されたとき	本部長、副本部長、本部員、班長及び班長が指定した職員、コミュニティ推進課地区指定職員
	第二次非常配備	1 震度 5 弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき	本部長、副本部長、本部員、班長及び班長が指定した職員（所属する班の概ね 1/2）、地区指定職員
	第三次非常配備	1 震度 6 弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき	全職員

※地区指定職員：各地区に在住している職員 2～3 名指定している。避難所を開設した時に、現地で情報収集、災害対策本部への連絡を実施する